

銀行代理業に関する報告書

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

年 月 日

主たる営業所

又は事務所の

所在地

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

（記載上の注意）

本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1 許可年月日及び許可番号

（記載上の注意）

銀行法第 52 条の 61 第 1 項に規定する銀行等が銀行代理業を営む場合にあつては、許可年月日及び許可番号に代えて、同条の規定により銀行代理業を営む者である旨を記載すること。

2 銀行代理業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における銀行代理業の経過及び成果を記載すること。

3 所属銀行等

所 属 銀 行 名	銀行代理業再委託者名		銀行代理業の業務の内容
	委託契約 年 月 日	再委託契 約年月日	

（記載上の注意）

1 「所属銀行名」欄は、当期末現在における所属銀行（銀行法第 2 条第 16 項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。）の商号を記載すること。

2 「銀行代理業再委託者名」欄は、銀行代理業再委託者（銀行法第 52 条の 58 第 2 項に規定する銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けて銀行代理業を営むときに限り、当該銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び銀行代理業の許可番号を記載すること。

3 「銀行代理業の業務の内容」欄は、所属銀行のために行う銀行代理業の業務の内容を記載すること。

4 役員及び使用人の状況

	役 員		使 用 人	計
		うち非常勤		
総 数	名	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における銀行代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。
- 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5 営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	使用人	所属銀行名	銀行代理業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 「所属銀行名」欄及び「銀行代理業の業務の内容」欄は、営業所又は事務所において複数の所属銀行のために銀行代理業を営むときは、当該所属銀行ごとに記載すること。
- 2 適宜地区別に区分して記載すること。

6 銀行代理業の実施状況

(1) 預金関係

①代理

(単位：千円、件)

所属銀行名	流動性預金		うち当座預金		定期性預金		合 計 (その他を含む。)	
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
合 計								

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を所属銀行ごとに記載すること。

②媒介

(単位：件)

所属銀行名	流動性預金		定期性預金	合 計 (その他を含む。)
	件数	件数		
合 計				

(記載上の注意)

「件数」欄は、銀行法第2条第14項第1号に規定する契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を所属銀行ごとに記載すること。

(2) 貸出金関係

①代理

(単位：千円、件)

所属銀行名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件数	残高	件数	残高	件数	残高
合 計						

(記載上の注意)

当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属銀行ごとに記載すること。

②媒介

(単位：千円、件)

所属銀行名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件数	媒介額	件数	媒介額	件数	媒介額
			( )	( )		
			( )	( )		
合 計			( )	( )		

(記載上の注意)

- 1 当期中における銀行法第2条第14項第2号に規定する契約の締結の媒介行為を行った件数及び媒介額を所属銀行ごとに記載すること。
- 2 「件数」欄は、媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を記載すること。
- 3 「媒介額」欄は、当期中に契約の締結に至ったものの契約時の貸付けの金額を記載すること。
- 4 「件数」及び「媒介額」欄の( )には、規格化された貸付商品(銀行法施行規則第34条の37第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。

(3) 為替取引関係

(単位：件)

所属銀行名	代 理	媒 介
合 計		

(記載上の注意)

- 1 「代理」欄は、当期中における銀行法第2条第14項第3号に規定する契約の締結の代理行為を行った契約件数を記載すること。
- 2 「媒介」欄は、当期中における銀行法第2条第14項第3号に規定する契約の締結

の媒介行為を行つた契約件数を記載すること。

(4) 手数料の状況 (単位：千円)

所属銀行名	手 数 料
合 計	

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に所属銀行（銀行代理業再受託者（法第 52 条の 58 第 2 項に規定する銀行代理業再受託者をいう。）にあつては、銀行代理業再委託者）から得た銀行代理業に係る手数料の金額を記載すること。